

[座談会]

平成の立法と判例（下）

— 国内の経済・社会構造の変化 —

毛利 透・亘理 格・小粥太郎・水野紀子・
 山本和彦・樋口亮介・緑 大輔・野川 忍・
 寺谷広司・尾崎一郎・太田 洋・松井秀征（司会）

III 国内の経済・社会構造の変化

1 景気の長期低迷とその対応

松井 ここからは後半部分として、国内の経済社会構造の変化に注目したいと思います。

まず挙げたいのは、この30年間、景気の低迷が長らく続いたことです。もちろんその中で浮き沈みはあるわけですが、それがわが国の構造変化につながっていった面もあろうかと思います。

議論は、ビジネス分野から進めていきたいと思います。すでに前半で国際的な観点から会社法等について太田さんにご説明いただきましたが、今度は少し切り口を変えて、景気の低迷との観点から会社法あるいはその他の法分野を説明できるか、お願ひできればと思います。

太田 商事法・会社法制の分野における平成年間の立法の特徴として申し上げた規制緩和ですが、これは、キャッチフレーズ的に申し上げると、行政による事前予防が主であった事前規制型社会から、ルールに基づく事後責任型社会（事後チェック・救済型社会）への転換ということをテーマに進められた一連の規制改革、規制緩和の流れの一環であったかと思います。

こういった大規模な転換が進められることになった契機として重要だったのではないかと思っておりますのが、1997（平成9）年の金融危機です。この年は、山一證券の自主廃業、三洋証券及び北海道拓殖銀行の破綻があったわけですが、ここで從来のいわゆる護送船団方式を背景とする日本のメインバンクシステムが、事実上崩壊したのでは

ないかと思います。

従来は、企業にいろいろなディシプリンを効かせるときに、行政による行政指導等を通じた直接的な規律もそうですが、メインバンクが陰に日向に、事実上強い影響力を及ぼしてきたところです。

然るところ、金融危機の結果として護送船団方式が完全に崩れて、メインバンクシステムが崩壊したことによって、従来型の行政による事前予防を軸とする事前規制型社会ではもう持たなくなってきたということが大きなきっかけとなって、行政が署の上げ下ろしまで口を出して、紛争や問題が生じることを事前予防するという社会から、ルールを整備した上で、行政指導などに頼らず、ルールに基づいて必要な場合には司法が事後的に責任を追及するという構造に変革していったということになります。

この大きな流れの象徴的な表れが、法務省が進めた民事・刑事の基本法制整備ではないかと思います。この出発点がどこに求められるかは私も正確にはわかりませんが、平成12（2000）年12月1日に閣議決定された行政改革大綱の中に、民事・刑事の基本法制整備が登場してきます。閣議決定されたものとしてはこれが出発点ではないかと思います。

そして、平成13（2001）年度から経済活動にかかる民事・刑事基本法制整備がスタートする中で、商法改正等が連続的に行われてきたところです。

ちなみに、当初段階では、この経済活動にかかる民事・刑事基本法制整備は平成17（2005）年度を目指されていましたが、これが実現されず、最終的には平成20（2008）年に実現されました。